

- 一 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所に、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。
 - 二 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。
 - イ 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所である旨
 - ロ 硫酸ジエチル等の人体に及ぼす作用
 - ハ 硫酸ジエチル等の取扱上の注意事項
 - ニ 使用すべき保護具
 - 三 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。
 - イ 労働者の氏名
 - ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
 - ハ 硫酸ジエチル等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
 - 四 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 2 第七条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のプッシュプル型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排気装置が屋外に設置されるものである場合には第七条第一項第四号及び第五号の規定、前項第一号のプッシュプル型換気装置が屋外に設置されるものである場合には同条第二項第三号及び第四号の規定は、準用しない。

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（産業医の選任）

第十三条（略）

一（略）

二（略）

イ〜ル（略）

ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、非化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（以下略）

（特定業務従事者の健康診断）

第四十五条 事業者は、第十三条第一項第二号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。

2〜4（略）

○ 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）（抄）

（特定化学物質の濃度の測定）

第十条（略）

2 前項の規定にかかわらず、空気中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

一〜七（略）

八 ホルムアルデヒド

（以下略）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
（略）		
ホルムアルデヒド	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
（略）		

○ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）（抄）

特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。

- 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3若しくは6に係るもの又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第二十号から第二十五号まで、第二十七号、第二十八号、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発生する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。

物の種類	値
（略）	
ホルムアルデヒド	0.1立方センチメートル
（略）	
備考	この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たり占める当該物の重量又は容積を示す。

- 二 令別表第三第一号1、2、4、5若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4、5若しくは7に係るもの、同表第二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物又は一・三・ブタジエン若しくは一・三・ブタジエンを重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若しくは硫酸ジエチルを重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発生する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

物の状態	制御風速（単位一秒当たりメートル）
ガス状	0.5
粒子状	1.0

- 備考
- 一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の風速をいう。
 - 二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。
 - イ 囲い式フード又はブース式フードにあつては、フードの開口面における最小風速
 - ロ 外付け式フード又はレシーバー式フードにあつては、当該フードにより第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんを吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

○ 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）

（測定結果の評価）

第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号の表の下欄に掲げるところにより、第一管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。

- 一 A 測定（作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）のみを行った場合

管理区分	評価値と測定対象物に係る別表に掲げる管理濃度との比較の結果
第一管理区分	第一評価値が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第一評価値が管理濃度以上であり、かつ、第二評価値が管理濃度以下である場合
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合

- 二 A 測定及びB 測定（作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を行った場合

管理区分	評価値又はB 測定の測定値と測定対象物に係る別表に掲げる管理濃度との比較の結果
第一管理区分	第一評価値及びB 測定の測定値（二以上の測定点においてB 測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第二評価値が管理濃度以下であり、かつ、B 測定の測定値が管理濃度の一・五倍以下である場合（第一管理区分に該当する場合を除く。）
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合又はB 測定の測定値が管理濃度の一・五倍を超える場合

2〜4（略）

（評価値の計算）

第三条 前条第一項の第一評価値及び第二評価値は、次の式により計算するものとする。

$$\log EA1 = \log M1 + 1.645 / (\sqrt{(\log 2 \sigma + 1 + 0.084)})$$

$$\log EA2 = \log M1 + 1.151 (\log 2 \sigma + 1 + 0.084)$$

（これらの式において、EA1、M1、 σ 1及びEA2は、それぞれ次の値を表すものとする。

EA1 第一評価値

M1 A 測定の測定値の幾何平均値

σ 1 A 測定の測定値の幾何標準偏差

EA2 第二評価値

2（略）

別表（第二条関係）

物の種類	管理濃度
一〜二十九（略）	
二十九の二 ホルムアルデヒド	0.1 ppm
三十〜八十一（略）	
備考	この表の下欄の値は、温度二十五度、一気圧の空気中における濃度を示す。

このパンフレットに関するお問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。また、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei17/index.html>では、改正内容等の詳細について順次掲載していく予定です。